

兵庫県環境審議会答申

特定物質排出抑制計画公表制度等について

1 趣旨

県では、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で 1,500kL/年以上の事業所に対し、「環境の保全と創造に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、排出の抑制に係る目標を含む特定物質(温室効果ガス) 排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告を義務付けている。

各主体の参画と協働による連携の推進と情報の共有化を図るため、事業者から提出のあった排出抑制計画、排出実績及び主要措置について、個別事業者ごとに県が個別に公表を行う。（条例改正を行う）

2 公表方法

○現行

県は、特定物質排出抑制計画及び報告の取りまとめ結果を公表

○改正（案）

県は、特定物質排出抑制計画及び報告の内容を、事業者単位で公表（HPに掲載）

3 公表様式

「特定物質排出抑制計画書（新規・変更）」及び「特定物質排出抑制措置結果報告書」参照

4 目標の設定方法

① 基本は総排出量で目標設定

② ①によりがたい場合は、原単位で目標設定

（原単位の設定方法は事業者が業態に応じて設定）

1 環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

地球温暖化の原因となる二酸化炭素その他の物質（以下「特定物質」という。）の排出抑制について、関係者の参画と協働による連携の推進と情報の共有化を図るため、特定物質を多量に排出する工場等の設置者及び管理者並びに自動車運送事業者（以下「特定規模排出事業者」という。）から提出のあった特定物質排出抑制計画、排出実績及び主要措置の概要について、個別事業者ごとに公表を行うことができるように、所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第1 制定の概要

知事は、規則で定める特定規模排出事業者から提出された特定物質排出抑制計画及び同計画により講じた措置の結果報告の概要を公表するものとする。

第2 施行期日

公布の日

「特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画・報告制度」及び「温暖化防止特定事業実施届出制度（温暖化アセス制度）」の一体的運用について

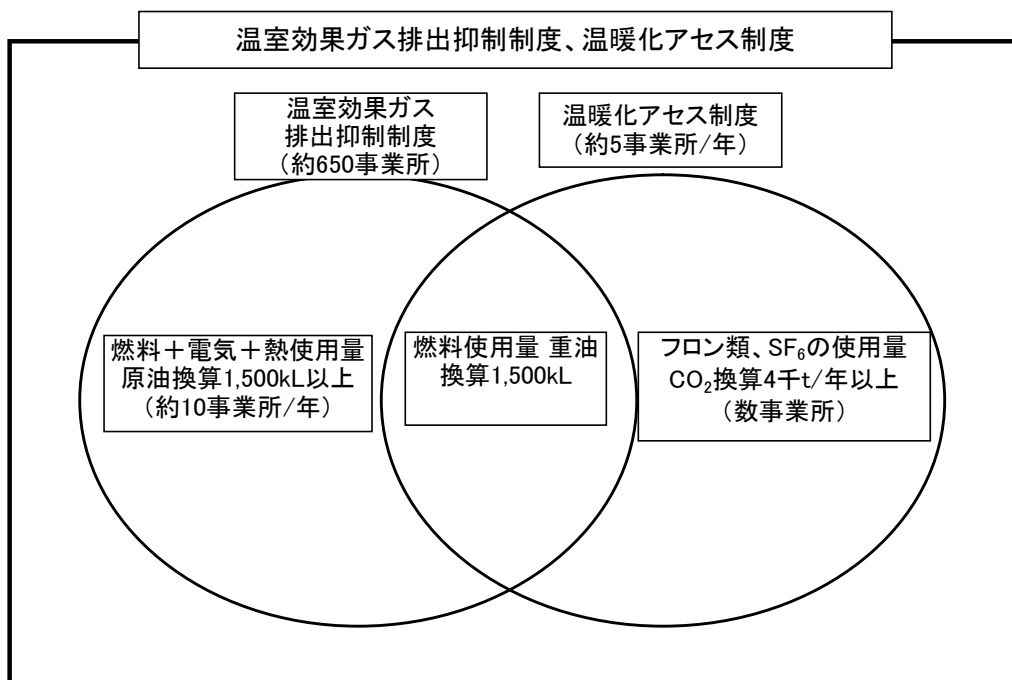
1 趣旨

県では、燃料、熱、電気(以下「エネルギー」という)の使用量が原油換算で 1,500kL/年以上の事業所に対し、「環境の保全と創造に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、排出の抑制に係る目標を含む特定物質(温室効果ガス) 排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告を義務付けている。これとは別に、一定規模以上の新增設(燃料使用量が重油換算 1,500kL/年以上増加等)をする工場等に対し、条例に基づき温室効果ガスの排出抑制のために講じる措置を事前届出する温暖化アセスを義務付けている。

この 2 制度について、本年 6 月に策定した「兵庫県地球温暖化対策方針」に従いその一体的運用を図ることとし、両制度の対象事業所の整合を図る。

併せて、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)と整合を図り、フロン類及びSF₆(六フッ化硫黄)に係る対象規模を 3,000t-CO₂/年以上に引き下げると共に、新たに対象となるNF₃(三フッ化窒素)を対象を追加する。

(現状の概念図)



2 具体的な改正内容

(1) 温室効果ガス排出抑制制度

現 状

対象事業所
・エネルギー使用量が原油換算 1,500kL/年以上の事業所

見直し案

対象事業所
・エネルギー使用量が原油換算 1,500kL/年以上の事業所
・HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ のいずれかを 3,000t-CO ₂ /年以上排出

} (追加)

(2) 温暖化アセス制度

現 状

特定事業の種類	規模要件	内容
火力発電所(非常用を除く)の設置又は増設	出力	1,000 キロワット以上
一般廃棄物焼却施設の設置又は増設	廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理施設である焼却施設であって1日当たりの処理能力	20 トン以上
産業廃棄物焼却施設の設置又は増設	廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設であって1日当たりの処理能力	20 トン以上
その他工場等の設置又は増設	使用燃料の量を重油の量に換算した量	1年間当たり 1,500 キロリットル以上
	使用するHFC、PFC及びSF ₆ の量を二酸化炭素の量に換算した量	1年間当たり 4,000 トン以上
建築物の新築、増築又は改築	居住の用に供する部分以外の床面積の合計	26,000 平方メートル以上
市街地再開発事業	事業を施行する土地の区域の面積	1 ヘクタール以上
工場団地造成事業	事業に係る土地の区域の面積	1 ヘクタール以上
流通業務団地造成事業	事業に係る土地の区域の面積	1 ヘクタール以上

見直し案

特定事業の種類	規模要件	内容
工場等の設置又は増設	使用エネルギーの量を原油の量に換算した量	①設置又は増設により、工場等の総エネルギー使用量が初めて年間1,500キロリットル以上となる時 ②年間 1,500 キロリットル以上の規模の工場等の設置又は増設を行う時
	使用するHFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ のいずれかについてその量を二酸化炭素の量に換算した量	1年間当たり 3,000 トン以上

(集約)

(拡充)